

大臣

中方參第十四號

意見具申ノ件

昭和六年八月八日 中支那方面軍司令官松井石根

陸軍大臣杉山元 殿

蔣政權ニ對スル帝國ノ採ルヘキ態度ニ就テ  
別紙ノ如ク意見ヲ具申ス

陸軍大臣杉山元 殿

手廻  
①  
②  
③  
④

陸軍省  
1月17日  
陸軍省

陸軍省  
18.1.10  
陸軍大臣

陸軍省  
18.1.10  
陸軍省

陸軍省  
18.1.12  
陸軍省

陸軍省  
18.1.10  
陸軍省

陸軍省  
18.1.12  
陸軍省

# 極秘

昭和十三年一月七日  
中支那方面軍司令部

● 蔣政權ニ對スル帝國ノ採ルヘキ態度ニ就テ

## 判決

帝國ハ速ニ蔣政權ノ支那中央政權タル

コトヲ否認スヘシ

## 理由

一 蔣政權ヲ交渉對手トシテ和ヲ講セント  
欲スルニ於テハ現ニ進展中ノ作戰ヲ控

制シテ作戰地域ノ擴大ヲ防止シ又發生  
 スル治安維持會乃至地方自治政權等  
 ノ樹立ニ制限ヲ加ヘサルヘカラス蓋シ蔣  
 政權ヲ對手トスル講和ノ議アルニ於テハ  
 健全ナル地方政權ノ樹立不可能ナルノ  
 ミナラス萬一和議成立ノ場合ハ此等知  
 日親日支那人ヲ犠牲トセサルヘカラサル結  
 果帝國ニ對スル信賴ハ全ク地ヲ拂フニ

至ルヘク更ニ徒ナル作戰地域ノ擴大ハ撤  
 兵ニ方リ却テ支那側ヲシテ勝利感ヲ懷  
 カシムルノ虞アレハナリ

ニ翻テ蔣政權ヲ對手トスル和議案ヲ考察  
 スルニ蔣介石周圍ノ現状ハ長期抗戰ヲ  
 固執セサル限り西安事件ノ再來ヲ避クヘ  
 カラス恐ラク蔣ノ生命スラ明日ヲ期シ  
 難シ累次ノ人事異動、軍隊ノ再編、遊撃

戦法ノ督勵、狂奔的第三國就中蘇聯ノ  
 利導等ハ之カ反證ニシテ蔣政權ノ將來  
 ハ円石ヲ山嶺ヨリ轉スルノ勢ヲ以テ容  
 共赤化ノ趨向ヲ逃リ之ト講和ヲ議シ有  
 利ナル成果ヲ收メントスルモ蓋シ木ニ據  
 リテ魚ヲ求メントスルノ類ノミ若シ強テ和  
 平ノ招徠ニ焦慮センカ其結果タルヤ百  
 害アリテ一利ナカラン

三乃今ヤ帝國ノ取ルヘキ態度ハ彼ノ長期抗戰ニ對シテ我モ亦持久ノ方策ヲ講シ徐口ニ支那民衆ノ自省ヲ促シ蔣政權ノ崩壞ヲ圖ルノ外ナシ

之カ爲ニハ所要ノ作戰地域ヲ占據シ之ニ依リテ欲スル資源ヲ利用シ市場ヲ開拓シ<sup>内</sup>國民ノ負擔ヲ輕減スルヲ要ス

右目的ノ達成ヲ容易ニスル爲親日防共

ヲ標榜實踐スル政權ノ樹立ヲ急務トス而  
 シテ斯クノ如キ政權ノ樹立ハ帝國カ毅  
 然トシテ蔣政權ヲ打倒シテ新政權擁護  
 ノ旗幟ヲ闡明セザル限り不可能ナリ蓋  
 シ帝國カ一面蔣政權ヲ對テトシテ和ヲ  
 講セントシアル状態ニ於テ生命ヲ賭シ反  
 蔣政權樹立ニ眞剣ナル努力ヲ拂フ支那  
 人ハ皆無ナラストスルモ稀有ナレハナリ

四帝國カ蔣政權ヲ對手トシ有利ナル講和ノ  
 成立ニ一變ノ望ヲ屬シ苴苴曰ヲ送り作  
 戦ヲ控制シ目途ナキ新政權ノ樹立ニ力ノ  
 空費ヲ行ヒアル間蔣政權ノ長期抗戰準  
 備ハ愈ニ完成シ此間或ハ第三國ノ干涉ヲ  
 惹起シ内國民ノ統一アル戰爭意志ヲ消  
 磨シ事態ノ推移ハ豫想ヲ許ササルヘシ  
 茲ニ於テカ帝國ハ漸乎蔣政權ニ對シ支



那中央政權タルコトヲ否認シ一切ノ交渉  
 ヲ断絶シ自主邁往スルヲ目下ノ緊急事  
 トス

右ノ根本決意確立セハ政戦兩略ハ自ラ其  
 嚮フヘキトコロ明トナリ具体的策案期セ  
 スシテ正鵠ヲ得内國民ノ思想ヲ統一  
 強化シ長期戦争ノ覺悟ハ聽テ敵ノ戦  
 意ヲ喪失セシムル結果トナリ却テ短

期戦争ヲ以テ有終ノ成果ヲ收ムルニ至ル  
ノ可能性アリ即チ今ヤ漸ノ一字アルノミ

[Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns]